

春日井市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、労働者からの外部公益通報を適切に処理するため、市が講ずるべき措置等に関し必要な事項を定め、もって公益通報者の保護を図るとともに、事業者における法令の遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条の規定による一般職及び特別職に属する職員を除く。)をいう。)が法第2条第3項に定める通報対象事実(以下「通報対象事実」という。)に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (2) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課をいう。
- (3) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

(通報の案内窓口)

第3条 産業部経済振興課は、労働者から照会があった場合における所管課の案内に関する事務を処理する。

(通報の受付及び措置等)

第4条 外部公益通報は、面接、電子メール、手紙又は電話によるものとする。

- 2 所管課は、外部公益通報を受けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報内容の把握に努めるものとする。

3 所管課は、外部公益通報を受けた場合、受理するか否かについて速やかに決定し、その決定について、通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

4 所管課は、前項の規定により受理しなかった通報の内容が市の機関の処分又は勧告等を行う権限に属さないものであると認めるときは、当該外部公益通報に係る処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。

(調査の実施)

第5条 所管課は、通報対象事実について、調査する必要があると認めるときは、遅滞なく調査を開始しなければならない。また秘密保持のため、通報者及び関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等（以下「秘密等」という。）に配慮しなければならない。

2 調査の実施に当たっては調査内容を整理し、結果を記録しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第6条 所管課は、前条の調査結果により通報対象事実が確認されたときは、法令、条例、規則又は規程に基づく処分その他必要な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

(措置結果等の通知)

第7条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置の内容及び是正結果を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の通知は、秘密等に配慮して行わなければならない。

(通報者等の保護)

第8条 外部公益通報の処理に従事する者は、当該処理に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 市長は、正当な理由なく外部公益通報に関する秘密を漏らした職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

3 通報者及び公益通報について相談をする者（以下「通報者等」という。）に関する個人情報、非公開とするとともに、通報者等は外部公益通報をしたことによつていかなる不利益な取扱いも受けない。

（記録等の管理）

第9条 所管課は、外部公益通報の処理に係る記録及び関係資料を、通報者等の秘密等に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。